

# 古文辞学とその周辺

## 『徂徠先生学則』附録書簡の成立事情を中心に

宇野田 尚 哉

はじめに

近世中期の代表的思想家荻生徂徠（一六六六～一七二八）に、『徂徠先生学則』（以下『学則』）という著作がある。<sup>1)</sup>学則七則と附録書簡五通とからなる著作で、門人三浦竹溪・伊藤南昌の校訂を経て、徂徠最晩年の享保十二（一七二七）年正月に刊行された。<sup>2)</sup>

よく知られているように、徂徠は、五十歳を過ぎる頃に至って、後世の研究者から、『徂徠学』と呼ばれることになる新たな学問体系をうちたてた。<sup>3)</sup>この徂徠学のよってたつ学問方法論を古文辞と呼ばれる難解な擬古漢文で簡潔に述べたのが学則七則

であり、この学問方法論と密接に関わる彼の詩文論や新たに成立してきた徂徠学の要点を概論したのが附録書簡五通である。徂徠学成立後に刊行された最初の著作であるこの『学則』は、徂徠学の成立を世に知らしめる彼の学問的マニフェストであったと言ってよい。

この『学則』に対しては、数多くの注釈書が著される一方、数多くの批判書も著された。日本の学者の漢文著作としてはまったく異例のことながら数多くの注釈書が著されたという事実は、古文辞で書かれた同書の難解さとともに、同書の影響力の大きさを物語っているであろうし、また、複数の専著を含め枚挙にいとまがないほどの批判が現れたという事実は、古文辞を旗印として提示された同書の論争的な学問方法論が透徹した問

題提起力をもっていたということを物語っているだろう。

ところで、先述したように『学則』は徂徠学の成立を世に知らしめる彼の学問的マニフェストであったとするなら、徂徠学研究史上の一大画期となった『日本思想大系36 获生徂徠』（岩波書店、一九七三年）が『学則』を収めるにあたって享保十二年刊本によらず『徂徠集』巻十七所収のテキスト（学則七則のみのテキスト）によったのは不適切であったと言わざるを得まい。その結果、附録書簡五通が学則七則から切り離されてしまい、この学問的マニフェストの享保十二年当時の形態がわかりにくくなってしまったからである。

おそらくそのためもあるのであろうが、学則七則についてはすでにかなりの議論が積み重ねられてきているのに対し、附録書簡五通については十分な議論がなされないままとなっている。そのうちの二通については、本来誰に宛てられたものであったのかといった基本的な事柄すら説明されていないのが現状である。そこで、この小稿では、『学則』附録書簡の成立事情を具体的に明らかにしながら、徂徠の新たな学問方法論はそれとは異なるいかなる立場とのどのような対抗関係のなかから主張しだされてきたのかを、素描してみたい。そのような作業を行うことよって、彼の古文辞学について考えていくための基

礎を固めることが、この小稿の目的である。

いま「古文辞学」という言葉を用いたが、周知のように、徂徠学は、古文辞学とも呼ばれる。論者の関心の中心がその学問方法論や詩文論にある場合はとくに、そう呼ばれることが多い。というのも、徂徠学の学問方法論や詩文論―徂徠学においては両者は密接に関係している―は、中国明代の古文辞派からの強い示唆のもとに成立してきたからである。もとより、四十歳頃における古文辞派との出会いから五十歳過ぎにおける思想的飛躍（徂徠学の成立）へと至る知的過程は、徂徠自身による回顧的説明とは異なって、直線的なものではなかった。しかし、「天の寵靈に藉」<sup>2)</sup>といった言葉で回顧される古文辞派との出会いがなければ徂徠学は成立しなかつたはずであるということもまた確かであって、李攀竜（一五一四―一五七〇）・王世貞（一五二六―一五九〇）に代表される中国明代の古文辞派の擬古的詩文および擬古主義的詩文論から徂徠はいかなる示唆を受けたのか、その示唆は徂徠学の学問方法論や詩文論のうちいかに生かされているのか、といった問いは、やはり依然として残るのである。本稿はまた、そのような問いへの新たな視座を設定することをも、課題としている。

## 一、関連史料の概要

まずは、享保十二年刊本に即して、附録書簡五通の概要を記しておこう。【表①】は、各書簡について、収録順に、書簡名、宛先、『徂徠集』書部の対応する書簡、執筆年次、本稿で用いる略号、をまとめたものである。そのうちの※印の欄については、以下の叙述のなかで改めたり補ったりしていくことになる。ここであらかじめ結論を述べておくなら、②④は実は②と同じ頃に書かれた太宰春台（一六八〇—一七四七）宛の書簡であるということが、おいおい明らかになるはずである。

成立事情という観点から言って、附録書簡五通のうち特に問題となるのは、三浦竹溪宛とされている二通（②④）である。

表① 『学則』附録書簡の概要

	書簡名	宛先	『徂徠集』の対応する書簡	執筆年次	略号
一	答安濱泊書	安濱泊泊	卷二八「復安濱泊」第三書	享保十一年八月十三日	
二	答屈景山書	堀景山	卷二七「答屈景山」第一書	享保十一年七月二日	②
三	与平子彬書	三浦竹溪※	卷二二「与平子彬」第三書	※	④
四	又	同 ※	同 第四書	※	②
五	对西肥水秀才問	水足博泉	卷二四「復水神童」第二書別編	享保十一年秋	

というのも、談園の逸話を伝える書物としてしばしば参照される『談園雑話』には、次のような条があるからである。

一、『学則』附録の内、竹溪に与へらるゝ書は、実は芸州の屈景山に答書なるを、景山より「是れは本集に入れられ下されまじ」と頼みに付き、竹溪と謀り、竹溪の名にせられたり。竹溪は理学はせぬ人なり。

②④は、本来は②と同じく堀景山（一六八八—一七五七）宛であったが、景山が自分宛として公表されることを嫌ったため、徂徠は竹溪と謀って彼宛として公表した、というのである。『学則』の校訂を担当していた徂徠の愛弟子竹溪が、師の希望と景山の要請との折り合いをつけるために一肌脱いだ、というのは、いかにもありそうな話ではある。

しかし、『屈物書翰』という史料が紹介されて、景山と徂徠とのあいだの書簡のやりとりの経緯が明らかになったことにより、②④が本来は景山宛であったとは考えにくいということがわかってきた。まずは、【表①】と同じ要領で、『屈物書翰』の

概要を示しておこう(『表②』参照)。「学則」附録書簡と「屈物書簡」とにおいてどの書簡が共通しているかを、略号欄によって確認しておいていただきたい。

さて、「屈物書簡」によって明らかになったのは、景山と徂徠とのあいだには二度にわたる書簡のやりとりがあったということ、および、徂徠から景山に宛てられた二通目の書簡には「別幅」として「学則」附録書簡のうちの三浦竹溪宛とされているものの一つ(②)が添えられていたということ、である。そして、注目すべきことに、この「別幅」の末尾には、「右は昔日或る人に与へし書の稿。囊中を探りて之を得たり。謹んで以て録覽す。或いは以て足下の見る所を広むるに足るか」と付記さ

表② 『屈物書簡』の概要

	書簡名	発信・受信	『徂徠集』の対応する書簡	執筆年次	略号
一	与物徂徠論文書	景山→徂徠		享保十一年七月二日	①
二	復屈君燕書	徂徠→景山	卷二七「答屈景山」第一書	享保十一年八月六日	②
三	復物徂徠書	景山→徂徠		享保十一年八月九日	③
四	再復屈君燕書	徂徠→景山	卷二七「答屈景山」第二書	享保十一年七月頃?	④
	対問一篇		卷一七「対問」		
	別幅		卷二二「与平子彬」第四書		②

れているのである。この「或る人」(三浦竹溪宛とされている書簡の本来の宛先を指す。行論の都合上、以下では「或る人X」とする)が景山でないことは明らかである以上、②④が本来景山宛であったとは考えられない。したがって、問題の焦点は、この「或る人X」とは誰か、竹溪か否か、竹溪ではないとする誰か、という点に移ることになる。

## 二、『学則』附録書簡の成立事情

だが、ここでは、この「或る人X」とは誰かという問題に立ち入るのに先だって、『学則』附録においても『徂徠集』書部

においても三浦竹溪宛とされている二書簡の執筆順序について、考えておこう。以下、この二書簡を、両書における収録順に、第一書簡(略号では④)、第二書簡(略号では②)と呼ぶことにする。さしあたり結論から先に述べておくなら、(略号のつけ方から)すでに察せられ

るように、これら二書簡の執筆順序は、収録の順序とは逆であったと考えられる。

次に引くのは、両書簡の冒頭部分である。

### 第一書簡冒頭部

書を辱くし、申ぬるに疇昔の論を以てせらる。亦た何ぞ学を嗜むの甚だしきや。近者或る人の言、足下に類する者多し。然れども其の習ふ所本より殊なり。故に不佞敢へて与に之と校はず。習ひ殊なるときは則ち通ずること能はず。通ずること能はざれば斯に塞がる。塞がれば斯に争ふ。勢ひの必ず至る所、其の啾呶を惡むなり。足下は乃ち吾が党の士、是を以て我が心を尽くすのみ。

### 第二書簡冒頭部

古へ文人無きの論、甚だ佳なり。然れども終に是れ強詞もて理を軋る。宋人の類のみ。世の道学先生、半ね此を藉りて以て其の陋を文る。足下過って取るのみ。

第一書簡の「書を辱くし、申ぬるに疇昔の論を以てせらる」という書き出しに注意するなら、この第一書簡が、同一の相手から同一のテーマに関する書簡を再度（あるいはそれ以上の回数にわたって）受け取ったのに対する返書であることが了解されるだろう。（実際、徂徠は、「足下疇昔の論は不佞一二了了たり」

云々と述べるなど、この書簡の後半ではすでにかなりうんざりしているような様子をうかがわせている）。ところで、この場合、第一書簡に言う「疇昔の論」の具体的内容として想定しているものは、第二書簡冒頭に言う「古へ文人無きの論」以外にはない。そこで私は、この両書簡は次のようなやりとりのなかで書かれたものではないかと推定する。

① 古へは文人無し」ということを論じた「或る人X」から徂徠への書簡

② ①への返答としての第二書簡

③ ②への返答として「古へは文人無し」ということを再論

した「或る人X」から徂徠への書簡

④ ③への返答としての第一書簡

さしあたり①③の存在を確認することができない以上、このような推定はあやういものであると思われるかもしれないが、しかし、第一書簡冒頭部に言う「或る人」（混乱を避けるため、以下では「或る人Y」とする）に関わる次の考察は、この推定の蓋然性をきわめて高いものとしてくれるはずである。

第一書簡冒頭のさきに引いた一節には、「近者或る人（「或る人Y」の言、足下（「或る人X」）に類する者多し」とある。そして、これに続く部分からは、「或る人X」は護園派内

の人物であるのに対し、「或る人Y」は謾園派外の人物であることが読み取れる。とするなら、当時謾園派外から徂徠に「古へは文人無し」という論争をしかけた人物がいたことを確認することができれば、第一書簡に言う「晦昔の論」とは第二書簡冒頭に言う「古へ文人無きの論」であるとするさきの推定の蓋然性はきわめて高まる、ということになるだろう。ではそのような人物の存在を確認することはできるのだろうか。

さしあたり結論から述べるなら、さきに登場した堀景山こそが、謾園派外から徂徠に「古へは文人無し」という論争をしかけた「或る人Y」であると考えられる。景山が徂徠に与えた最初の書簡(①)のテーマは、「古への時は、いはゆる文人無くして、復た文を以て人を論ぜず」ということにはかならないからである。第一書簡冒頭に言う「或る人」(Ⅱ「或る人Y」)とは堀景山のことであると考えてまず間違いないし、両書簡の執筆順序に関するさきの推定もほぼ間違いないと言つてよい。ここで、既述の事柄を、徂徠の立場から時系列的に整理しておくなら、次のようになる。

- ①を受け取る→②を発信する→①を受け取る→②を発信する
- ②を受け取る→かつて「或る人X」に与えた②を添えて①を発信する→③を受け取る→「或る人Y」(堀景山)に言及

する④を発信する。

享保十一(一七二六)年のこのような論争のなかで著された②④が、翌年正月の『学則』刊行に際し、同時期に書かれた他の二書簡とともに、その附録とされたわけである。

さて、本節で扱うべき最後の問題は、江戸にいた謾園派内の人物で、①③に相当する内容の書簡を徂徠に送ったであろう人物(「或る人X」とはいったい誰か、ということであるが、こゝでも結論を先に記してしまうなら、それは太宰春台であったはずである。私がそのように考える理由は、次のとおりである。

まず、②④には、「宋人の類」「道学先生」といった、謾園派にとつては最悪の貶辞と言つてもよいような辛辣な批判が溢れている、という点を、確認しておく必要があるだろう。②④は、相手をやさしく教え諭すといった雰囲気の手紙ではなく、むしろつめたく突き放すような手紙なのである。②④は、信頼して「学則」の校訂を任せたい愛弟子に宛てられた手紙としては相当地に不自然であり、三浦竹溪に宛てられたものとは考えにくいと言わねばならない。では、本来は誰に宛てられたものであったのか。

太宰春台に、『文論』という著作がある。『詩論』と併せて、寛延元(一七四八)年に刊行された。七篇からなるこの『文論』

は、その第二篇において古文辞を「糞雜衣」と罵倒していることとよく知られているが、従来注目されることのなかったその第一篇には、実は次のようにある。

周の衰へたる自りして、文其の本を失ひ、適ち辞章を以て文と爲し、是に於てか文人有り。屈（一屈原）・宋（一宋玉）は其れ文人の祖か。

「文人」は世の衰えとともに現れたとする『文論』第一篇のこの主張が、春台なりの「古へは文人無し」という主張であることは明らかであろう。前記①③に相当する内容の春台から徂徠に宛てられた書簡が伝存しているわけではないが、しかし、『文論』第一篇に相当する内容の書簡ないし論説を春台が徂徠に示したということは十分に考えられるし、そもそも先述の条件に合致する人物―謏園派内の古文辞学批判者―は春台を指している「或る人X」を春台に比定することは十分な蓋然性を持つと言つてよからう。『学則』附録に三浦竹溪宛として収められている二書簡は本来は太宰春台宛であったと考えてまず間違いない。

以上、本節で述べるべきことは一通り述べたが、最後に、謏園派内における春台の位置について一言して、読者の参考供としておきたいと思う。

よく知られているように、太宰春台は、服部南郭とともに徂徠門人の筆頭に挙げられる人物でありながら、謏園派内では「浮いた」存在であった<sup>⑤</sup>。『謏園雑話』には、春台と派内の他の学者とのいさかきを伝える逸話が少なくない。なかでもとくに三浦竹溪とは犬猿の仲だったようである。また、彼自身が自分は徂徠から「雞肋視」（紫芝園漫筆）巻六）されていたと回顧しているように、師徂徠との関係もぎくしゃくしたものであった。そのことは、②④の批判の辛辣さからも容易に察せられるだろう。春台は、この批判を不当なものと感じ、②④が自分宛として公表されることを拒んだのではあるまいか。『徂徠集』書部に高弟春台宛の書簡が一通も収められていないという異常な事態が生じてしまったのも、徂徠から春台に宛てられた書簡がいずれも同じような調子の辛辣なものだったからではないかと思われる<sup>⑥</sup>。書簡②④が三浦竹溪宛として公表された背景には、思想的立場の対立とは別に、このような人間関係上の対立もあつたと考えてよい。

### 三、古文辞学とその周辺

前節では、太宰春台と堀景山が偶然同じ時期に一見似通った

立場に立つ書簡を荻生徂徠に寄せたことにより発生した享保十一年の論争の経緯を明らかにした。ところで、この論争の渦中で著された三通の書簡が翌年正月刊行の『字則』に附録として取められているという事実は、最晩年の徂徠にとつてこの論争はみずからの立場を再確認する重要な機会となったということを示唆しているだろう。残された紙幅は多くないが、最後に三者の立場の位相の違いを整理して、古文辞学について考えていくための基礎固めを行つておきたい。

中国明代の古文辞派が、「宋以後の書を読まず」というスローガンを掲げて詩文に関わる既成の規範を排撃する一方、文は則ち秦漢、詩は則ち漢魏盛唐」というスローガンを掲げて詩文に関わる新たな規範を提示し、言々句々その新たな規範を模倣するといふ擬古主義の立場を取つたといふことは、すでによく知られている。荻生徂徠が強い示唆を受けたのは、彼らのそのような擬古的詩文・擬古主義的詩文論からであった。

問題は、徂徠がそこから掘み取つたものはいったい何であつたのかということであるが、この点について端的に言うならば、徂徠がそこから掘み取つたのは、志向されるべき規範としての文采斐然たる古代という理念であり、それへの模倣的習熟による既成の価値の革新という学問方法論であつた、と言つてよい

だろう。附録書簡のなかで、徂徠は、次のように述べている。

中年、李于鱗・王元美が集を得て以て之を読むに、串ね古語多く、得て之を読むべからず。是に於て発憤して以て古書を読む。其の習つて目東漢以下に涉らざること、亦た于鱗氏の教への如くする者、蓋し年有り。六経より始めて西漢に終へ、終へて復た始め、循環端無し。久しうして之に熟すれば、畜に其の口より出すが若くなるのみならず、其の文意互ひに相ひ発して、復た注解を須らず。然して後、二家の集、甘きこと蔗を啖ふが如し。是に於て首を回らして、以て後儒の解を觀れば、紙繆悉く見ゆ。

夫れ六経は、皆な事なり、皆な辞なり。苟も辞と事とに嫻はば、古今其れ語を掌に詠るが如きか。是に於て首を回らして、以て後世の書を読まば、万巻夥しと雖も、破竹の如く然り。

中国明代の古文辞派からの示唆によりつつここで徂徠が捉えてゐるのは、後世の言語・東方（＝日本）の言語によつては翻訳不可能な斐然たる文采を備えた古代中国の言語（＝古文辞）であり、それと相即的な古代中国のありさま（＝事）である。徂徠の提示する新たな学問方法論の核心は、それへの模倣的習熟による既存の認識の地平の革新、ということにある。



徂徠のこの新たな学問方法論に、そこにおける学ぶ主体のあり方という観点から言及するなら、そこにおいては、学ぶ主体は、彼方に見出された新たな規範（『古文辞』への模倣的習熟を通して自らを造りかえるべきものとされている、と言えるだろう。「是に於て首を回らして以て後世の書を讀まば……」という附録書簡中の特徴的な表現は、古文辞への模倣的習熟が、彼方に見出されたこの新たな規範の側から学ぶ主体を造りかえその認識の地平を革新することにはかならないということを示している。徂徠の提示するこの新たな学問方法論は、学ぶ主体に、彼方に見出された新たな規範への模倣的習熟を通して自らを転位することを、もとめるのである。

このような主体の転位をもとめる立場に対しては、主体の一貫性を重視する立場が対立するであろうことは、容易に予測されるであろう。新たに見出された規範の文采粲然たるさまを虚飾とみなし、それへの模倣的習熟を「模倣剽窃」とみなす一方で、表現主体の自発性や内発性を重視する立場である。実のところ、景山の徂徠批判は、そのような立場からなされているのである。この点に関わる景山の言葉を見てみよう。「王仲淹曰へること有り、「文か文か、苟も作ると云はんか、必ずや道を

貫く」と。其の貫く所以は、迺ち一氣之を貫くなり。いはゆる已めんと欲すれども得ざるなり。必至の勢、是れ迺ち一氣の在る所なり。是を以て文章は必ず一氣を以て尚しと為す。「僕……以為へらく、文、氣を以て主と為さずして、徒らに辭を修むるを務むるは、則ち抑も末なり」。文章において重要なことは、それが表現主体の已むを得ざる内発的必然性に貫かれているかどうかということであつて、修辭上の巧拙は「抑も末」である。とする景山の立場は、徂徠の立場と鮮やかな対比をなしている。享保十一年のあの論争における徂徠と景山との対立は、外的規範への模倣的習熟による主体の転位をもとめる思想的立場と、表現主体の已むを得ざる内発性を重視する思想的立場との、対立であつた、と言つてよい。

一方、徂徠と春台との対立点は、「文」の理解をめぐる立場の相違にある。ここでは、両者の立場がどこで分岐しどう対立しているのかを確認しておこう。春台は、「文」について、次のように述べている。

夫子のいはゆる文とは何ぞや。曰く、先王の道、之を文と謂ふ、と。文なる者は、他に非ざるなり。六芸の謂なり。孔子、文を以て道と為し、且つ教と為す。此れ其の声名中國に洋溢し蛮貊に施及して万世日月と与に其の明を合する

所以なり<sup>註</sup>

これは、基本的には、徂徠学において成立した「文」理解であり、徂徠と春台とに共有された「文」理解である。単純化を恐れずに言うなら、徂徠学における「文」とは、まずもって察然と完備した先王の礼楽を形容する言葉にはかないからである。

このような「文」理解を共有する徂徠と春台とが分岐しているのは、察然と完備した礼楽に象徴される先王の古代の文なるありさまと、文采察然たる古代中国の言語との相即を、思考の前提とするかしないか、という点においてである。すでに述べたように、徂徠は後者との出会いを重要な契機として前者の把握へと至ったのであるから、彼の学問にとつては両者の相即はその出発点における前提であった。彼にとつては、「文」とは、互いに相即的な二つのもの、「辞」(古代中国の言語||古文辞)と「事」(先王の古代のありさま)の文采察然たるさまを統合的に把握することを可能にしてくれる、きわめて重要な言葉であり価値であったと言つてよい。

それに対して、徂徠の到達した結論から出発したとも言える春台にとつては、両者の相即は自明のことではなかった。春台は、「文」を、先王が民を安んぜんがために制作した礼楽との関わりにおいて専ら理解し、「辞章を以て文と為す」ことを、

周が衰えて「文」本来のあり方が見失われてしまったのちのあり方として、批判するのである(前出)。この立場からは、「辞章」の担い手たる「文人」も、「辞章」そのものたる古文辞も、否定さるべき後世的存在とされることになる。先王の古代も、徂徠においてとは異なり政治的支配という側面のみを強調するかたちで、理解されることになっていく。春台においては、徂徠が「辞」と「事」との相即において古代中国に捉えた「文」という価値は、結局のところ政治的支配の論理のうちには解消されてしまうことになるのであり、そのような意味で彼においては古文辞学は解体してしまうことになるのである。徂徠と春台との対立点は、このようなところにあつたと言つてよい。

いま述べたことについては、徂徠の『学則』と春台の「学則」とを比較してみるなら、よりよく了解されるはずである。全十四則からなる春台の「学則」の最終則には、次のようにある。

経済トハ、天下国家ヲ治ルヲイフ。聖人ノ道ハ、天下ヲ治ル道ナリ。六経ヲ読テモ、天下ヲ治ル道ニ達セザルハ、儒者トイフベカラズ。六経ヲ読タルノミニテ、古今ノ事変ニ達セザレバ、又経済ノ術ニ昧シ。必異同本朝ノ古今ノ事

蹟ヲ覽テ、其成敗ヲ考テ、今日ノ事務ヲ思惟セバ、自然ニ其要ヲ知ベシ。是儒者ノ本業、一大事因縁ナリ。サレバ學者ハ童子ノ時ヨリ、經濟ノ志ナクハアルベカラズ。宋ノ范文正公ノ「士当先天下之憂憂、後天下之樂樂」トイヘルハ、少年ヨリノ志節ナリ。凡儒者ハカクアラマホシキ者ナリ。

『太平策』『政談』（八代將軍吉宗に上呈された種世論）の著者たる徂徠が、「今日ノ事務」に強い関心を抱いていなかったはずはない。しかし徂徠は、自らの『學則』を、「經濟ノ志」をもつべきことを説く言葉で結んだりはしなかった。なぜなら、徂徠にとっては、春台の切り捨ててしまった文采粲然たる古文辭と、それと相即的な礼楽粲然たる先王の古代のほうが、彼の學問の中心的主题であつたからである。徂徠と春台との対立は、人間関係のもつれというレヴェルにとどまらない、兩者の學問のあり方の根幹に関わるものであつたということを、銘記すべきであらう。

### おわりに

この小稿では、『學則』附録書簡の成立事情を具体的に明らかにしながら、徂徠の古文辭學は護國派内外のいかなる立場と

のどのような對抗関係のなかから主張しだされてきたのであるかを、概観した。この作業によって、これまでとは異なつた仕方方で古文辭學の特質を浮き彫りにすることがある程度はできたと考えている。より広い視野に立つた分析が必要であることは言うまでもないが、与えられた紙幅も尽きたので、ひとまずここで筆を擱くこととしたい。

### 注

\*史料を引用するにあたっては、漢字を通行の字体に改め、適宜句読点等を補つたが、仮名遣は原文のままとした。また、漢文の史料は私の責任で書き下して引用したが、その際すでに書き下しがあるものについてはそれを参考にした。

①『學則』には複数の翻刻・訳注があるが、以下では享保十二年刊本の影印・訳注を関連史料とともに収めるみずすず書房版『荻生徂徠全集』第一卷（一九七三年）による。

② 湯浅常山『文芸雜記』の伝える逸話を信じるなら、學則第一則は正徳元（一七一）年にはすでに成立していたことになるが（平石直昭『荻生徂徠年譜考』（平凡社、一九八四

年。以下『年譜考』七六頁参照)、『訳文笠師』(正徳四)

五(一七一四―一五)年刊。但徠学成立後但徠は同書を見識未定時の著作としてみずから否定することになる)がまだ刊行されていない時点でその「題言」と趣を異にする学則第一則が成立していたとは考えにくい。したがって、第二則以下をも含めた学則七則は、ほかの主著に先だって「弁道」の草稿が成った享保二年(一七二七年)、『年譜考』一〇七頁参照)前後に成立したと推定しておくのが穏当であると思う。なお、後述するように、附録書簡五通はいずれも「学則」刊行の前の年すなわち享保十一(一七二六)年に書かれたものである。

②注(2)で述べたように、ほかの主著に先だって「弁道」の草稿が成ったのは享保二年(但徠五十二歳)のことである。  
①そのうちの主なものは前掲『获生徠全集』第一巻に収められている。

③「学則」批判の専著としては、上月専庵『徠学則弁』(宝暦二(一七五二)年刊)、井上金峨『徠学則』(宝暦五(一七五五)年刊)などがある。「学則」に言及する但徠学批判書は枚挙にいとまがない。ちなみに、本居宣長「漢字三音考」(天明五(一七八五)年刊)などにも、「学則」に対

する批判が見える。

④中国明代の古文辞派およびそれと但徠との関係については、吉川幸次郎『中国詩人選集二集2 元明詩概説』(岩波書店、一九六三年)、同「但徠学案」(前掲『日本思想大系36 获生徠』解説、のち同「仁斎・徠・宣長」(岩波書店、一九七五年)所収)など参照。

⑤『年譜考』五七頁参照。

⑥但徠自身は、但徠学成立の経緯を、古文辞派と出会って以来古文辞を学ぶこと十年にしてようやく新境地が開けた、と説明しているが(『学則』附録書簡・「弁道」第一則など参照)。「弁道」は前掲『日本思想大系36 获生徠』所収)、この説明は、五十歳過ぎの彼に思想的飛躍をもたらした決定的契機、すなわち伊藤仁斎『論語古義』(正徳二(一七二二)年刊)との出会い、を隠蔽している。但徠学成立にとつての『論語古義』の重要性は、のちに『論語徴』『弁道』『弁名』などの主著にまとめられることになる草稿『説園十筆』(みすず書房版『获生徠全集』第十七巻(一九七六年)所収)に明らかである。

⑦「学則」附録書簡・「弁道」第一則など参照。

⑧『徠集』は『近世儒家文集集成』第三巻(べりかん社、一

九八五年)に影印。執筆年次は『年譜考』による。なお、各書簡は、『学則』附録においても『徂徠集』書部においても同文である。

①『護國雜話』(著者未詳)は、『続日本隨筆大成』第四卷(吉川弘文館、一九七九年)所収。引用文は、同書八三頁。『護國雜話』には、徂徠最晩年の門人宇佐美瀧水とその周辺の人々が(瀧水の兄事した三浦竹溪も含めて)しばしば登場するので、同書は瀧水門下に成った書物ではないかと私は推定している。

②『屈物書翰』は、吉川幸次郎『本居宣長』(筑摩書房、一九七七年)に全文翻刻されており、吉川の解説が付されている。同書、二二七頁。

③①③の存在を推定することの妥当性については後述する。

④しかも第二書簡の末尾には「它是面晤」とあるので、この「或る人X」は江戸にいてしばしば徂徠と面会していた人物であることが知られる。

⑤前掲書、二二〇頁。

⑥①②と①④、③④と③④については、順序が逆であったり、時期的に重なり合っていたりする可能性もある。しかし、

②④が時期的に近接していることから考えて、とりあえず本文のように推定しておくのが穏当であると思う。

⑦『文論』は、文論七篇と文論附録後世修辭文病三十一則からなり、『詩論』は、詩論と詩論附録からなる。両者の刊本には、寛延元年の初刻本のほかに、安永二(一七七三)年の新刻本があり(私はこれによった)、また附録を除く本文部分は『春台先生紫芝園稿』(宝暦二(一七五二)年刊)にも収められている。『文論』附録の末尾には、「元文己未六月七日」とあるので、『文論』が現在見られるかたちにとめられたのは元文四(一七三九)年のことであつたと考えられるが、同書に盛られた古文辞学批判自体はやくから抱懐されていたものと考えて間違いない。なお、次の引用文は、安永二年新刻本三丁オモテ。

⑧さしあたり、尾藤正英「太宰春台の人と思想」(『日本思想大系37 徂徠学派』(岩波書店、一九七二年)解説)参照。

⑨『徂徠集拾遺』(写本。前掲『近世儒家文集集成』第三巻に影印)には、春台宛の書簡が一通だけ収められているが、そこでも徂徠は春台を激しく批判している。

⑩散文は秦漢以前の古文(すなわち古文辞)を模範とし、古体詩・近体詩はそれぞれ漢魏・盛唐のそれを模範とする、

という意。

② 注(6)所掲の文献参照。

③ 前掲『荻生徂徠全集』第一巻、八四頁、九四頁。傍点は引用者。

④ 同前、九六頁参照。

⑤ 「模擬剽窃」は古文辞学批判の常套句である。

⑥ 前掲『本居宣長』、二二〇頁、二二〇頁。

⑦ 前掲安永二年新刻本『文論』二丁オモテ。

⑧ 『倭説要領』(享保十三「一七二八」年刊)所収。これまでほとんど言及されることのなかった史料であるが、春台の思想的立場について考えるうえでは欠かせない史料である。次の引用文は、下巻四一丁ウラ、四二丁オモテ。

⑨ 誤解のないよう付け加えておくなら、ここで私が言おうとしているのは、『太平策』『政談』を特に重視するかたちで徂徠の知的営みを捉えてきた従来 of 政治思想的観点からの徂徠論は、徂徠学がまさに古文辞学としてあったことの意味を見落としてきたのではないか、ということである。

私は、『太平策』『政談』のもった思想的意味を低く見積ろうとしているわけではないが、しかしそれは、従来 of 徂徠論とは別な枠組で問われるべきであると考えている。

【付記】本稿は科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究の成果の一部である。